

### 3. 防災指針

#### (1) 災害ハザード情報の収集・整理

災害ハザード情報に関し、都市再生特別措置法等の関連法令では、居住誘導区域を定めない区域、または、含めることが適当ではないエリアが設定されています。

上記の内容を整理(都市計画運用指針IV-1-3 立地適正化計画 3. 記載内容(3)居住誘導区域の表現内容より整理します。)し、本町での考え方を以下に示します。

##### 1) 居住誘導区域に含まない区域

都市再生特別措置法第81条第19項及び都市再生特別措置法施行令第30条の規定を踏まえ、「居住誘導区域に含まない区域」を整理します。

表 居住誘導区域に含まない区域

内 容	本町に該当
1 市街化調整区域(都市計画法第7条第1項)	有
2 災害危険区域で住居建築禁止区域(建築基準法第39条第1項他)	無
3 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号)	有
4 農地もしくは採草放牧地(農地法第5条第2項第1号ロ)	有
5 自然公園特別地域(自然公園法第20条第1項)	無
6 保安林(森林法第25条もしくは第25条の2)	無
7 原生自然環境保全地域(自然環境保全法第14条第1項)	無
8 自然環境保全地域特別地区(自然環境保全法第25条第1項)	無
9 保安林予定森林の区域(森林法第30条もしくは第30条の2)	無
10 保安施設地区(森林法第41条)	無
11 保安施設地区に予定された地区(森林法第44条)	無
12 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)	有
13 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)	有
14 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)	有
15 浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)	無

## 2) 居住誘導区域に原則として含まない区域

都市計画運用指針の規定により、「原則として居住誘導区域に含まない区域」と「条件を満たさない場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」の2分類を整理します。

表 原則として居住誘導区域に含まない区域

内 容	本町に該当
1 津波災害特別警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項)	無
2 災害危険区域で住居建築禁止区域以外(建築基準法第39条第1項他)	無

なお、「条件を満たさない場合は原則として居住誘導区域に含まない区域」とは、都市計画運用指針では、「原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、または軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に判断し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域」とされています。

表 条件を満たさない場合は原則として居住誘導区域に含まない区域

内 容	本町該当
3 土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項)	有
4 津波災害警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項)	無
5 洪水浸水想定区域(水防法第14条第1項)	有
6 土砂災害等の基礎調査により判明して災害の発生の恐れのある区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項)	無
7 津波浸水想定における浸水区域 (津波防災地域づくりに関する法律第8条)	無
8 都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生の恐れのある区域 (特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項)	無

### 3) 本町の対応すべき災害ハザード情報の確認

1) 居住誘導区域に含まない区域及び 2) 居住誘導区域に原則として含まない区域を踏まえつつ、「立地適正化計画作成の手引き」の記載を踏まえて、本町における防災指針の検討で対応すべき災害ハザード情報を以下に示します。

表 対応すべき災害ハザード情報【レッドゾーン】

区域	指定	行為規制等	本町に該当
レッドゾーン ※住宅等の建築や開発行為等の規制あり	災害危険区域 (崖崩れ、出水、津波等) ※根拠法：建築基準法	地方公共団体	災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。 (法第39条第2項)
	地すべり防止区域 ※根拠法：地すべり等防止法	国土交通大臣 農林水産大臣	地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第18条第1項)
	急傾斜地崩壊危険区域 ※根拠法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	都道府県知事	急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。 (法第7条第1項)
	砂防指定地 ※根拠法：砂防法	国土交通大臣	砂防指定地内における行為制限の内容は、都道府県の条例等に定められており、これらの行為を砂防指定地内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要である。
	土砂災害特別警戒区域 ※根拠法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	都道府県知事	特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第10条第1項)
	浸水被害防止区域 ※根拠法：特定都市河川浸水被害対策法	都道府県知事	浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第57条第1項、第66条第1項)
津波災害特別警戒区域 ※根拠法：津波防災地域づくりに関する法律	都道府県知事	特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (法第73条第1項)	該当なし

表 対応すべき災害ハザード情報【イエローゾーン】

区域	指定	行為規制等	本町に該当
イエロー ゾーン	浸水想定区域 ※根拠法：水防法	(洪水) 国土交通大臣、都道府県知事 (雨水出水「内水」) 都道府県知事、市町村長 (高潮) 都道府県知事	なし 該当あり
	家屋倒壊等氾濫想 定区域 (氾濫流・河岸浸食)	(国管理河川) 国土交通大臣 (都道府県管理河川) 都道府県知事	なし 該当あり
	土砂災害警戒区域 ※根拠法：土砂灾害 警戒区域等における 土砂災害防止対策の 推進に関する法律	都道府県知事	なし 68箇所
	津波災害警戒区域 ※根拠法：津波防災 地域づくりに関する 法律	都道府県知事	なし 該当なし
	津波浸水想定区域 ※根拠法：津波防災 地域づくりに関する 法律	都道府県知事	なし 該当なし
	都市浸水想定区域 ※根拠法：特定都市 河川浸水被害対策法	都道府県知事	なし 該当なし

#### 4) 災害ハザード情報の整理

上記までの関連法令等で居住誘導区域を定めない区域、または、含めることが適當ではないエリアの内容を踏まえ、本町の居住誘導区域を検討する上で関連する災害ハザードを以下に示します。

表 災害ハザード情報

災害ハザード情報	
水害	浸水想定区域（想定最大規模、ため池）
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
土砂災害	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	砂防指定地
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域